一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡大和村
二　地域再生計画の名称　世界自然遺産登録を見据えた観光受入体制構築プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県大島郡大和村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千五百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡徳之島町
二　地域再生計画の名称　コワーキングスペースを拠点とした離島発しごと×学び×暮らしのカタチづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県大島郡徳之島町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千五百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第八十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県西置賜郡飯豊町
二　地域再生計画の名称　いいで水環境再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山形県西置賜郡飯豊町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第千五百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第八十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県及び大田原市
二　地域再生計画の名称　安全・安心で災害に強いまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　大田原市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第千五百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第八十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県及び那須塩原市
二　地域再生計画の名称　「ウェルカム　なすしおばら　選ばれしまちへ」
三　地域再生計画の区域の範囲　那須塩原市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第千五百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　太田市
二　地域再生計画の名称　太田市「人と自然にやさしい都市環境再生計画」
三　地域再生計画の区域の範囲　太田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第千五百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県及び和光市
二　地域再生計画の名称　国際研究開発・産業創出拠点形成計画
三　地域再生計画の区域の範囲　和光市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業（五の六）

○内閣府告示第千五百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百二十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県
二　地域再生計画の名称　千葉県新産業創出計画
三　地域再生計画の区域の範囲　千葉市、松戸市、木更津市、柏市及び君津市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業（五の六）

○内閣府告示第千五百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第二百十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県
二　地域再生計画の名称　「とやま未来創生」企業の地方移転・拠点強化促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　富山県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（五の五⑦）

○内閣府告示第千五百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び加賀市
二　地域再生計画の名称　「豊かな地域資源を活かした魅力ある観光都市づくり」計画